

ID: 1621

担当部署: 健康福祉部 障害福祉課

処分の概要	高額障害児通所給付費の支給		
法令名称 根拠条項	児童福祉法 第21条の5の12第1項		
法令番号	昭和22年法律第164号		
【基準】 法第21条の5の12の規定による。 第21条の5の12 市町村は、通所給付決定保護者が受けた障害児通所支援に要した費用の合計額（厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した額）の合計額を限度とする。）から当該費用につき支給された障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費の合計額を控除して得た額が、著しく高額であるときは、当該通所給付決定保護者に対し、高額障害児通所給付費を支給する。 2 前項に定めるもののほか、高額障害児通所給付費の支給要件、支給額その他高額障害児通所給付費の支給に関し必要な事項は、指定通所支援に要する費用の負担の家計に与える影響を考慮して、政令で定める。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 27 年 7 月 1 日